

ドコモ光向けインターネット接続サービス(Sコース)利用規約

第1条 定義

1. 本サービスは、株式会社 NTT ドコモ(以下、「ドコモ」といいます)が「ドコモ光」のサービス名称で提供するインターネット接続環境(以下、「ドコモ回線」といいます)を利用した株式会社 NTT ぷらら(以下、当社といいますが)のインターネット接続サービスです。
2. 本サービスの内容、サービスの提供条件、その他詳細については、別途当社が定める本サービスに関する諸規定により、会員に提示されるものとします。

第2条 本規約

1. 会員は、本規約および当社が別途定めるぷらら会員規約、各個別規約およびドコモが自己の顧客に「ドコモ光」サービスを提供するにあたり別途定める契約約款等(以下、「ドコモ約款」といいます)、その他本サービスに関する諸規定に同意し、本サービスを利用するものとします。なお、ドコモ回線の利用に関する契約については、ドコモ約款に従い、別途会員とドコモとの間において締結されるものとします。
2. 本規約に定める内容とぷらら会員規約に定める内容が異なる場合には、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。
3. 本規約は次の(1)または(2)に適用します。
 - (1) 2019年7月1日に当社がソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社(以下、「So-net」といいます)より譲受した会員
 - (2) 2019年7月1日以降に本サービスの申込があり且つ当社がその申込を承諾した会員

第3条 契約の成立およびサービスの開始日

1. 本サービスの利用契約は、利用希望者が本規約に同意のうえで、当社が別途定める手続に従い本サービスへの申し込みをなし、当社が当該利用希望者を本サービスの利用者として登録した時点をもって成立するものとします。但し、当該利用希望者が、第2条第1項に定めるドコモ回線の利用に関する契約を、当社が定める期日までにドコモと締結しない場合には、本サービスの利用契約も効力を失うものとします。
2. 第2条第3項(2)においては、当社が次の(1)および(2)を確認できた場合について、その申し込みを承諾します。
 - (1) 利用希望者が、本サービス申込時点で別途定める So-net 利用コースを契約しており且つ本サービスの契約意思を So-net に表明していること。
 - (2) 利用希望者が、本サービスの申込にあたり、本サービスの提供に必要な個人情報を含む各種情報について、So-net から当社に引き継ぐことを承諾していること。
3. 当社は契約の成立をもって、本サービス契約者に対しぷらら会員規約に基づき発行するユーザ ID、パスワード(以下、PW といいます)に加え、本サービス専用ユーザ ID、PW を1つ発行します。なお、本サービスの利用にあたっては、別に定めるサービス提供条件によりそれぞれのユーザ ID、PW をご利用いただきます。
4. 利用料金の課金開始基準日となる本サービスにおけるサービス開始日は、当社が別途定める日とします。なお、本サービスのサービス開始日は、ドコモがドコモ約款に基づき定めるサービス開始日と同一とし、当社は会員に対して当該サービス開始日を当社が適当と判断する方法で通知するものとします。

第4条 利用料金

1. 当社は、会員に対して有する本サービスの利用料金(以下、「ISP 料金」といいます)にかかる債権をドコモに対して利用月単位にて継続的に譲渡するものとし、会員はこれを異議なく承諾するものとします。なお、譲渡対象となる ISP 料金債権には、消費税および地方消費税等相当額、遅延損害金債権および損害賠償金債権、その他実質的に当該債権の価値代替物たる一切の債権が含まれるものとします。なお、本サービスに付随して当社が会員に対して提供するオプションサービス等の提供条件および利用料金の取り扱い等については別途当社が定めるものとします。
2. ドコモは、前項に基づき当社から債権譲渡を受けた ISP 料金と、自らが提供するドコモ回線の利用料金を合算した料金(以下、「合算料金」といいます)を設定します。
3. 合算料金は、ドコモ約款の定めに従いドコモが会員に請求するものとし、会員はこれをドコモに対して支払うものとします。
4. 本サービス開始月の料金については、ドコモ約款の定めに従い、利用日数に応じた日割り計算が行われるものとします。これに対し、本サービス終了月の料金についてはサービス終了日が月末であるか否かにかかわらず日割り計算は行われず、会員は月額合算料金を支払うものとします。なお、契約開始月に契約終了(本サービスを解約する場合だけでなく、第7条に基づき本サービスの適用外となる場合を含む)となった場合には、その理由の如何にかかわらず、会員は月額合算料金を支払うものとします。
5. 会員の責に帰すべからざる事由により、会員が本サービスまたはドコモ回線を全く利用できない状態が24時間以上継続して生じた場合、会員は、ドコモ約款の定めに従い、本サービスまたはドコモ回線を全く利用で

きなかった時間(24の倍数に限ります)に対する合算料金の支払いを日割り計算にて免れるものとします。なお、当該支払いを要しない期間の合算料金について、既に会員が支払いを完了していた場合には、ドコモ約款の定めに従い、ドコモがこれを返還するものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、その限りではありません。また、当社は、本サービスまたはドコモ回線を利用できなかったことに起因する会員の損害について、本項の規定を超えて賠償する義務を負わないものとし、会員はこれを予め承諾するものとします。

6. 本サービスの契約者名義とドコモ回線の契約者名義が異なる場合で、且つ本サービスおよびドコモ回線の利用に関する申込みを、それぞれ当社およびドコモが認める場合、会員はISP料金にかかる債務を当該ドコモ回線の契約者がドコモ約款の定めに従い引き受けることにつき、異議なく承諾するものとします。また、前項に従い合算料金の返還を行う必要がある場合についても、ドコモは当該ドコモ回線の契約者に対して当該返還を行うことをもってこれを履行するものとし、会員は異議なく承諾するものとします。
7. 合算料金、第6条に定める端末設備の利用料金、その他本サービスの提供に伴い、ドコモが直接会員に提供するサービスにかかる利用料金について、ドコモは当該料金にかかる債権をNTTファイナンス株式会社等のドコモが定める事業者(以下、「請求事業者」といいます)に譲渡できるものとし、会員は当該債権譲渡(ISP料金債権に関するドコモから請求事業者等に対する再譲渡を含む)について異議なく承諾するものとします。ドコモが請求事業者に対し、本項に基づく債権譲渡を行う場合には、本条各項に定めるドコモによる会員への料金請求は請求事業者が行うものとし、会員は請求事業者に対して当該料金を支払うものとします。

第5条 通信速度

1. 当社が本サービスに関して定める通信速度は最高時のものであり、接続状況、会員が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを、会員は了承するものとします。

第6条 端末設備

1. 本サービスの利用には、ドコモが別途指定する端末設備が必要となります。端末設備は、ドコモより会員に貸与されるものとし、その貸与条件はドコモが定めるものとします。
2. 当社は、本サービスにおける通信速度について、いかなる保証も行わないものとします。

第7条 本サービスの適用条件

1. 本サービス利用期間中において、理由の如何を問わずドコモ回線に関する会員とドコモとの利用契約が終了した場合、会員は当該契約終了を遅滞なく当社に通知するものとします。当該会員からの通知を当社が受領した場合、当社が別途定める期日をもって、本サービスの適用外となります。
2. 本サービス利用期間中において、会員がドコモに対し、ドコモ回線の名義変更手続きをされた場合、会員は別途当該手続きが行われたことを遅滞なく当社に通知するものとします。
3. 会員による本サービスの利用が解約、停止となった場合等、会員の本サービスの利用状況または契約状況に変更が生じた場合、当社はドコモに対して通知するものとします。

第8条 本サービスの変更または廃止

1. 当社は、次の各号に該当する場合は、会員へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本個別規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。
 - (1) 本個別規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本個別規約の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 当社は、前項による本サービスの変更または廃止につき、何ら責任を負うものではありません。

第9条 その他

1. ドコモ回線に関する各種問合せおよび合算料金についてはドコモが受け付けるものとし、本サービスのサービス内容等に関する問い合わせについては当社が受け付けるものとします。
2. 会員がドコモ約款の定めに従った合算料金の支払いを遅滞し、または拒絶する場合、第4条に基づくISP料金の債権譲渡の事実にかかわらず、当社は本規約およびぶらら会員規約の定めに従い、会員に対する本サービスの提供を中止し、または本サービスにかかる契約を解除等することができるものとします。
3. 当社は、本サービスの提供にあたり必要がある範囲で、ドコモとの間で会員の情報を相互に開示することができるものとし、会員はこれを承諾するものとします。
4. 本サービスの利用にあたり、東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社のフレッツ・v6 オプションの申し込みが必要な場合があります。当社は、会員のフレッツ・v6 オプションの申し込みについて、手続きの代行をできるものとします。(フレッツ・v6 オプションの利用料、手数料等はかかりません)

第10条 オプションサービス等の利用

1. 本サービスの契約者は当社が払い出したユーザ ID、PW を用い、当社が別途指定し、提供するオプションサービス等を契約・利用することができます。
2. 当社は、別表 1 の従前 So-net より提供していたオプションサービス等の機能について、当社が別に定める利用条件に基づき、別表 1 のとおり本サービスに付随するオプションサービス等として本サービスの契約者に限り提供します。
3. 当社は、従前 So-net により提供していた「So-net v6 プラス対応ルーター」(以下、「v6 プラス対応ルーター」といいます)について、当社が別に定める「Wi-Fi ルーター無料レンタル利用規約」に基づき提供を継続するものとし、会員はこれを承諾するものとします。

第11条 サービスの切り替え

1. 当社は本規約が適用される会員に対して、次のサービスを一定の期間、提供します。また、これらのサービスが終了する場合には、当社は十分な期間をもって会員に周知し、会員は当社の示した期間、手順によりサービスの切り替えをご自身で実施していただきます。
 - (1) “so-net.ne.jp”ドメインによるメールサービス(契約者のユーザ ID に紐づく1つの基本メールアドレスに加え、So-net のファミリーパックによって提供されていた追加メールアドレス5つまで)
 - (2) 従前 So-net から割り当てられたユーザ ID、パスワードによるドコモ光回線を用いたインターネット接続サービスおよび従前 So-net によって設定された IPoE によるインターネット接続サービス
 - (3) 第 10 条第 2 項に定めるオプションサービス等

(別表1)

No	従前 So-net より提供していた オプションサービス等	本サービスに付随して提供する オプションサービス等
1	So-net Web メール	Web メール(S)
2	迷惑メール振り分けサービス	迷惑メール振り分けサービス(S)
3	着信拒否サービス	着信拒否サービス(S)
4	メール転送サービス	メール転送サービス(S)
5	ファミリーパック	ファミリーパック(S)
6	IMAP サービス	IMAP サービス(S)
7	ウイルスチェックサービス	ウイルスチェックサービス(S)
8	プラスメールアドレスサービス	プラスメールアドレスサービス(S)
9	プラスドメインメールアドレスサービス	プラスドメインメールアドレスサービス(S)

附則

本利用規約は、2019年7月1日より効力を有するものとします。
本利用規約は、2020年3月31日より改定します。